三　免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　次の(1)又は(2)に掲げる書類

(1)　外務省の発行する身分証明書

(2)　権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、(1)に掲げる書類に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの

ロ　公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの

［四～八　略］

九　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　免許申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（第一号、第二号及び第四号から前号までに掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

ロ　免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合　旅券

十　［略］

3　免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。

三　免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

［四～八　同上］

十　［同上］

3　免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

4　前項の場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第九号に掲げる書類を提示することを要しない。ただし、当該免許申請者が住民基本台帳法の適用を受ける外国人であつて、免許情報記録個人番号カードを提示しないときは、特定事項が記載された住民票の写しを添付しなければならない。

5　第三項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

（免許証の記載事項等）

第十九条　法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））とする。

［2～4　略］

（免許証の記載事項の変更の届出の手続）

第二十条　［略］

2　前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示（第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付）しなければならない。

一　住所を変更した者　住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類（外国人にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（第十一条の四の六第三項において「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（第三十一条の四の六第三項において「特別永住者証明書」という。）又は特定事項が記載された住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない外国人にあつては、第十七条第二項第三号に掲げる書類。以下「在留カード等」という。）に限る。）

［項を加える。］

4　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

（免許証の記載事項等）

第十九条　法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍（外国人にあつては、国籍等）とする。

［2～4　同上］

（免許証の記載事項の変更の届出の手続）

第二十条　［同上］

2　［同上］

一　住所を変更した者　住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類